

第 187 回 神戸市環境影響評価審査会 会議録

日 時	令和元年 10 月 2 日(月)14:00~16:50
場 所	環境局研修会館
議 題	(仮称) 神戸市北区東岡場地区プロジェクトに係る判定に関する審議
出席者 34 名	◇審査会委員：12 名 市川委員，太田委員，沖村委員，川井委員，島委員，島田委員， 武田委員，花嶋委員，花田委員，藤川委員，槇村委員，吉田委員
	◇環境局職員：8 名 齊藤環境保全部長，中村環境保全指導課長，植木水・土壌環境担当課長 岡部自然環境担当課長 ほか事務局 4 名 ◇事業者：12 名 アイリスパートナーズ株式会社 代表取締役社長 古越氏 株式会社センターポイント・ディベロップメント 代表取締役社長 吉川氏 ほか事業者 10 名
公開・ 非公開	非公開

○開会

- 【 議 長 】 ただいまから第 187 回神戸市環境影響評価審査会を開催いたします。
本日は，（仮称）神戸市北区東岡場地区プロジェクトに係る判定に関する審議を予定しております。
それでは，事務局，よろしくお願ひいたします。
- 【自然環境担当課長】 本日の資料を確認させていただきます。

《資料の確認》

- 【 議 長 】 本日の議事では事業者から貴重な動植物等に関する説明が行われた後，審査会意見形成に関する議論を行います。
これらの情報につきましては，神戸市情報公開条例第 10 条第 5 号に定める事務事業執行情報，及び第 10 条第 4 号に定める審議・検討等情報に該当するため，本日の審議は非公開としたいと思いますが，ご異議ございませんでしょうか

《異議なし》

【議 長】 それでは、本日の審査会は非公開とさせていただきます、議事に入ります。

【事務局】 事務局より本日の判定に関する審議について補足説明をさせていただきます。

資料1の2ページをご覧ください。

こちらに今回の事業に関する手続が記載されています。事前配慮書手続は平成29年に終了しており、青枠で囲んだ枠部分の手続に関する判定願が今年3月に提出され、この審査会にて4月15日にご審議いただきました。

審議の中で説明が不十分な部分があったため、一時判定を保留しております。本日は資料を修正し、改めて事業者の説明させていただきます。

次に、参考資料2をご覧ください。判定手続において、省略を認めるか否かの判断基準に関する基本的な考え方を示しております。計6項目あります。

委員の皆様におかれましては、この参考資料2の6項目に照らし合わせて省略を認めるかどうか、改めてご審議いただきたいと思います。

【議 長】 事務局より説明がありましたとおり、本日はこれらの基本的考え方を踏まえてご審議いただきたいと思います。

それでは、事務局は事業者を入室させてください。

《事業者入室、事務局より事業者を紹介》

【議 長】 事業者より資料3、4のうち「事業計画、騒音、景観」の追加、変更、修正の概要、及び前回審査会での委員意見に対する回答についてご説明をお願いします。

《事業者より、資料3、4のうち「事業計画、騒音、景観」について説明》

【議 長】 ただいまの説明に対して、何かご意見、ご質問がございましたらお願いします。

【委 員】 資料3の3ページの地盤改良について、安定計算をした結果の措置だと思うのですが、安定計算はどこに載っているのでしょうか。

【事 業 者】 安定計算の結果は資料には載せておりません。

【委 員】 安定計算の内容と結果を教えてくださいませんか。

【事 業 者】 安定計算を行った場所は、資料3の3ページの図6に拡大図を記載している、長大な法面部分です。ここの法面等で3断面における評価を実施しています。

法面安定計算の結果をご説明します。安全率は通常、常時1.5、地震時で1.0を確保する必要があるのですが、当該場所においては、地震時に0.973、常時は0.9～1.6という結果となりました。底部分にある3m程度

の軟弱層が原因と考えられるため、その部分の地盤改良を行うことを記載しています。

【委員】 どのような方法で地盤改良をされる予定でしょうか。

【事業者】 砕石や鈹滓等による置き換えを考えています。

【委員】 設計条件はどのように変えられたのでしょうか。

【事業者】 盛土材、粘着力が3キロニュートンで内部摩擦角が35度の盛土材を入れていくことを考えていましたが、その結果、底の軟弱層の部分で滑るという結果が出ております。そこで、小段ごとの底から約1メートルの高さを改良して、滑らないように検討しています。

【委員】 かなり厳しい工事になると思いますが、確実に施工できるのでしょうか。

【事業者】 施工します。

【委員】 資料3の3ページの図4で、沈砂池が5箇所ありますが、これには竖排水路は設けないのでしょうか。

【事業者】 図4は盛土部分の標準断面を示しております。沈砂池に重なるように記載している縦軸が竖排水路となっており、こちらで竖排水を行います。竖柵を計画的に上げていき、確実に沈砂池を設けて泥をとめていく計画としています。

【委員】 小段の下側1メートル分だけを置き換え、そこで水平ドレーンを行うのでしょうか。

【事業者】 はい。

【委員】 置きかえが確実に行われていないと盛土が滑る恐れがありますので、確実に実施してください。

【事業者】 分かりました。

【委員】 資料3の1ページの図1に関して、ギンランの植生を保全するために、事業地の東端を残すように案を修正していただいているのですが、この部分の東側は既に開発されているのではないのでしょうか。また、保全地のすぐ西側が切り立った法面の斜面地になると、その場所の環境、例えば、水分量や温度環境がかなり変わってしまうと思います。図1変更後において「ギンラン保全地」と書いているのは、工事後もここでギンランの植生が残るように維持をするという意味なのか、それとも改変せずに地形をそのまま残す、という意味なのか、どちらと考えればよろしいのでしょうか。

【事業者】 ギンランを地形とともに保存することを考えています。

保存範囲については、事業計画書上、最大限残せる範囲としております。

次に管理についてですが、保存してそのまま放っておくことは考えておりません。どこまで管理するかを検討を行っている段階ですが、下草刈りによる環境整備等、一定の役割は果たしていきたいと考えています。

【委員】 ギンラン保全地の幅は何mくらいになりますか。

【事業者】 資料4の1-6ページの方に大きな図がありますので、こちらをご覧ください

い。一番広いところで25m程度です。

【委員】 現在の「太陽と緑の道」は人が通れなくなるのでしょうか。

【事業者】 通れなくなります。

【委員】 資料3の4ページの④に関して、排水性舗装にすることによって騒音の環境基準がクリアされたとなっています。排水性舗装ができたときは効果があると思いますが、経年により効果が落ちてくると思います。これは何年程度の効果を見込まれているのでしょうか。

【事業者】 予測はASJモデルの2013年で行っています。排水性舗装の耐用年数は、使われ方や交通状況によって変わるとは思います。そのモデルによると、計算上は6年程度で0になります。

【委員】 6年で効果が0になるのであれば、6年後には環境基準を満たさないということでしょうか。

【事業者】 一定のメンテナンスをしていけば、ある一定の騒音低減効果は維持されると期待しています。

【委員】 約4デシベルの低減効果を保っていくということでしょうか。

【事業者】 マックスの効果を維持し続けるのは難しいと思います。

【委員】 資料3の4ページにおける③の表を見ると、排水性舗装が完成した直後は環境基準を満足するかもしれませんが、経年により環境基準を満たさなくなってくるように思われます。

単に環境基準と比較するだけでは、今申し上げたような疑問が出てくると思うので、実行可能な環境負荷の低減ができているかどうかという観点から評価をしたほうが良いと思います。

【事業者】 ありがとうございます。

数字だけの説明になり、申し訳ありませんでした。定性的なものになります。新たに追加した環境保全措置につきましては、資料3の「④環境保全措置」の太字部分で記載しております。

出入りする車が4車線の中央寄りの車線を通行するように徹底すること、従業員の自家用自動車による出勤を極力減らすよう指導すること、輸送の効率化等により施設そのものへの入出庫台数の低減を図ることに努めてまいります。なお、夜間配送等については、それらをより徹底していきたいと考えています。

【委員】 今おっしゃられたこと、つまり、事業者として可能な限りの対応を行っている、という記載方法を主たる評価にしたほうがよいと思います。

現在の記載方法では、排水性舗装ができることで騒音が環境基準を下回り、その効果が永遠に続く、と誤解されかねません。

【事業者】 わかりました。

【委員】 資料3の5ページの景観について質問があります。

建設直後の建物の下側に茶色部分がありますが、これは何でしょうか。

- 【事業者】 法面です。建設直後の状態は、草等が生えていない状態ですので、茶色で示しており、将来的には法面に草等が生えてくるため、20年後の予測図では緑で示しています。
- 【委員】 壁面緑化は建物の外周全てを行うということでよいのでしょうか。そうすると、とても大きな面積になると思います。壁面緑化はつくった後の維持管理が非常に大変です。維持管理が十分でない場合、逆に見苦しい外観になってしまいます。壁面緑化を行う方法、維持管理の方法はどのようにお考えでしょうか。
- 【事業者】 資料の中では、植栽部分を真っ直ぐな線で示しておりますが、実際には、緑化ブロックでの壁面緑化を考えています。また、壁面緑化の高さは、実質的に管理が可能である8mとしております。
- 【委員】 建物の構造と壁面緑化の関係が分かりにくかったので、確認させてもらいました。将来も継続して維持管理するとなると、結構な維持管理費がかかるとは思います。適切に実施していただきたいと思います。
- 次に、法面の緑化について、法面の傾斜角度が大きいので、あまり大きな木は植えられないと思うのですが、どうでしょうか。
- また、本文中に「木の成長により」という記載がありますが、「木」というのはどこの木を指すのでしょうか。
- 【事業者】 資料4の10-8ページ以降に分かりやすい図がございます。その中でも一番分かりやすい10-18、19ページの調査地点⑬をご覧ください。
- 建設直後の予測では、表土がむき出しとなっておりますが、20年経過するとこれくらいの樹木が生えてきて全体を覆い、それに壁面緑化が加わり、このような外観に変わるであろうと考えています。
- 【委員】 壁面緑化に何の植物を使うのか、具体的な計画はお持ちでしょうか。
- 【事業者】 具体的な樹木を決定するところまでは至っておりません。
- 【委員】 10-19ページの図10.2.1(15)の写真を拝見すると、建物の外壁について一番下が緑、下から2番目が少し薄い緑、一番上が白となっておりますが、一番上は何もしないということでしょうか。
- 【事業者】 緑化はしません。建物そのものの色となっております。
- 【委員】 一番下側に濃い緑のもの、真ん中に薄い緑のものを配置する、このような壁面緑化を上手にやっている例はあるのでしょうか。
- 【事業者】 壁面緑化ではなく、ペインティングによりグラデーションをつけています。
- 正確に申し上げますと、2色でペイントします。下の8mが植物による緑化、それと被りますが、建物の下から3分の1を濃い緑で、真ん中の中段のところを薄い緑でペインティングし、一番上段の3分の1のところは何も塗りません。
- 【委員】 つまり、最悪手入れをしなくても、そういう緑のグラデーションにはなるということを考えておられるわけですね。
- 【事業者】 おっしゃるとおりのことを期待していますが、先ほどご指摘がありましたと

おり、壁面緑化の植物が枯れると、その部分が汚く見えますので、ブロック単位でメンテナンスできるように考えています。

【委員】 先ほどの指摘と重なりますが、維持管理は非常に大変です。専門の大手住宅メーカーでも、大きいビルの壁面緑化を維持管理しようとしても上手くできないという現状なので、非常に難しいのではないかと思います。

壁面緑化についてお聞きした意図を説明します。一つ目は、壁面緑化は建物内の空調に対して良い効果があり、屋上から垂らすほうがその効果が高くなるのに、そのようにしないのはなぜなのか疑問に思いました。

二つ目は、外来種や観葉植物のようなものを使用する予定があるかどうか確認したかったためです。

【事業者】 現時点では、ヘデラなどで壁面緑化を考えています。

なお、屋上から植物を垂らしてしまうと、空とのコントラストが大きくなりすぎるため、建物の上側には空の色に合いやすい薄い色を残しています。

【委員】 わかりました。

図 10.2.1(15)では、曇り空のような状態のため、非常にフィットしているように見えるのですが、恐らく青空であればくっきりしてしまうと思います。

景観に対する影響を極力小さくしようと努力されているのですが、これだけの規模の建物をつくる場合では、どうしても限界があるという印象を持ちました。

【委員】 「太陽と緑の道」の付け替えに関して、現状の尾根筋にある道を閉鎖し、新たに開発道路の脇の部分につけられるのだと思いますが、「太陽と緑の道」と開発道路との関係はどのようになるのでしょうか。歩道という位置づけになるのでしょうか。

【事業者】 「太陽と緑の道」は神戸市が設定している道路で、今回の事業区域外の部分では、駅に向かう道や県道の歩道といったものも含まれています。

今回の事業実施により、有野・藤原線から北上する現状の道を閉鎖するため、それに代わる歩道として整備を行う計画としています。

【委員】 神戸市のホームページにそのルートが示されていて、現在、それを見ているのですが、新たにつくる「太陽と緑の道」は従来と比較して遠回りをするように見えるのですが、いかがでしょうか。

【事業者】 従来の道と直交して付け替え後の道をつないでおりますので、遠回りになります。

【委員】 西宮との境のところをずっと北上してきて、今回の事業区域の「太陽と緑の道」につながるのですよね。つまり、今まで真っすぐだったのが、かなり西側に回りこみ、かつそれが舗装されている道路に変わるため、歩行者からするととても不便になるように思いますが、いかがでしょうか。

【事業者】 おっしゃるとおりですが、付け替え後の道については、道の両脇に斜面があ

れば吹き付け緑化をするなどして緑道という位置づけにし、歩きやすい道にしたいと思っております。現状の険しい道を通るよりも距離は長くなりますが、歩きやすい道になると考えています。

【委員】 現状の道は閉鎖し、こちら側に道を付け替える理由は何でしょうか。

【事業者】 現状の「太陽と緑の道」はブッシュ状になっており、この周辺一体を保全緑地にすることもあり、施設管理上、一般の人は立ち入らせないほうが安全であると考えました。

【委員】 資料3の4ページの騒音について、走行車両の計画台数の考え方と、交通量の配分を10キロ圏内の事業所数で決定されていますが、この10キロ圏の妥当性について補足説明をしていただけないでしょうか。

【事業者】 順序が逆になりますが、まず10キロ圏の考え方について説明します。この事業区域周辺には、同一の物流施設がそこまでないであろうと判断し、10キロという設定をいたしました。

さらに、調査地点の南北の道路は上下の1車線ずつの2車線道路の県道であり、センサスの結果をみると、北に上がるほど交通台数が段々と減少していきます。

一方、調査地点の東西の道路は4車線道路で非常に広く、交通量も多くなっています。

供用後は、運転手は狭くて通りづらい道より、広くて通りやすい道を通るであろうことも加味し、各方面の走行ルート別に事業所数を割り出しています。

【委員】 まず10キロ圏について、他の物流拠点が10キロ圏内にない、または範囲が重複しないという考え方をどのように設定したのかを教えてください。というのも、対象範囲が南側に広がって神戸市の南側のエリア、西宮が含まれてくると、恐らくこの配分の比率は大きく変わってきます。南側のエリアは別の拠点が担当するので、本事業には含まなくてもよい、という考え方ができるのかどうかを教えてください。

次に、走行車両の計画台数について、物流倉庫の容積等から台数を換算したのか、類似施設における24時間の出入量等を参考に算出した数値なのかを教えてください。

【事業者】 供用後の台数について、資料4の1-38ページに走行台数の考え方を載せています。大型車については、回転数を1日2回として、トラックバース数から掛け算して算出しています。

小型車については駐車スペースと稼働率から算出しています。

【委員】 では、10キロ圏の根拠についてはいかがでしょうか。

【事業者】 南側は六甲山であり壁になっていると考え、物流施設が置かれる場所からすると、この程度の範囲が妥当であると判断しました。

【委員】 私が危惧しているのは、ST4が南側をカバーするのだとすると、南側の範囲

の取り方によっては一気に割合が増えてしまい、その一方で、ST1やST2のほうが過大に評価されている可能性があります。実態に応じてきちんと計算されたほうが騒音の予測結果が現実に近い数字になるかと思えます。

【事業者】 わかりました。いただいたご意見を踏まえて再検討いたします。なお、供用後の騒音の状況については、机上計算よりも事後調査で把握していきたいと考えております。

【委員】 事業区域はかなり起伏の多い土地ということもあって、ギンラン保全地だけを残しても、環境が保たれないのではないのでしょうか。資料4の2ページに「事業区域の大部分がアスファルトになる」ということに関する事業者の回答が記載されていますが、具体的にどの程度の検討をされたのでしょうか。開発区域に降った雨は、機械的に川に流れているとおっしゃっていますが、もとの地形を見る限り、いろいろなところに水が流れ、機械的に川に流れていたとは思えません。ギンランの保全地は長期的に保全されるのでしょうか。

【事業者】 ギンランの保全地については、資料4の1-6ページに大きい図面があるので、そちらをご覧ください。

ギンランは、赤線で示した事業境界付近の3m程度の範囲の保全地に生育しています。そこに対して水の供給ができる場所を保全地全体で残しています。具体的には、ギンラン保全地で幅が広い場所、標高が少し高い場所で、ここに降った雨はギンラン生育場所に流れ込みます。また、赤線の事業境界はほぼ尾根の頂上であるため、ここに降った雨も、ギンラン生育場所に流れ込みます。

【委員】 調整池の近くには現在、ため池がありますが、あえてもとのため池でない場所に調整池をつくられるのでしょうか。

【事業者】 まず調整池の設置位置の検討になります。この調整池の設置位置というのが、今回、流末が地区沿いに流れている有野川になっております。有野川の一番流末、一番最下流の位置に調整池を設置しております。

【委員】 この保全池というのはもとのため池なのでしょうか。

【事業者】 もとのため池の一部を残して、保全池としています。保全池の環境については、後ほどご説明させていただきます。

【委員】 「太陽と緑の道」の付け替えに関して、資料3の2ページに「現状の道は人が入れないようにします」という記載があります。対応する箇所が、資料4の1-11ページの道路計画、2段落目のところだと思うのですが、ここでは「現存の道は入れないエリアとする」ということは読み取れません。また、先ほど指摘があったように、少し回り道になることもかなり大きな変更だと思いますので、この道路計画の部分でも分かりやすく記載するほうがよいのではないのでしょうか。前回の資料には「太陽と緑の道」という言葉も出ておらず、今回変更されて書かれた内容なので、そこをきちんと明記したほうがよいと思えます。

【事業者】 分かりました。

【 議 長 】 ほかにはよろしいでしょうか。

それでは、引き続き資料3、4のうち「動植物」の追加、変更、修正の概要、及び前回審査会での委員意見に対する回答について説明をお願いいたします。

《事業者より、資料3、4のうち「動植物」について説明》

【 議 長 】 今の説明に対して、ご質問、ご意見がございましたらお願いします。

【 委 員 】 資料3の6ページに、連続性の確保という文言と矢印が書いてありますが、下側の矢印の間に横向きの道路が入っています。道路が入っていると小動物などは連続性が保てないと思うのですが、いかがでしょうか。

【 事 業 者 】 おっしゃるとおりです。一応、2ルートと考えておりますが、連続性としては東側のルートをメインとしつつ、西側も緑が続いている場所については連続性があると見ていただきたいと思って記載しています。

【 委 員 】 残置森林のギンランのところに、ヒミズやコウベモグラ、アカネズミといった動物が書かれていますが、これだけの面積の残置森林でこれらの小動物を養うことができるのでしょうか。

【 事 業 者 】 一部は保全できるのではないかと考えています。

さらに、森林表土を利用した緑化による早期の樹林化を期待しており、それによりこれらの生物の生息域を拡大できると考えております。

【 委 員 】 生息域の拡大を待つ間、その狭い面積で維持できるのでしょうか。

【 事 業 者 】 「太陽と緑の道」の東側、つまり西宮側ですが、樹林帯が形成されており、そこでも一部の生物が生息できる、逃げ込める環境になっています。

資料3の7ページに航空写真、空中写真を添付しておりますが、見ていただくと、それほど幅は広くないですが、西宮側に樹林帯が「太陽と緑の道」に沿って残っております。

【 委 員 】 その樹林帯とはつながっているのでしょうか。

【 事 業 者 】 一部、草地のようになっている部分もありますが、西宮側において樹林帯がつながっています。この写真では見にくいのですが、植生図を見ていただくと、その赤のラインの東側において、植生帯がつながっているのがご覧いただけると思います。

【 委 員 】 ビオトープに昆虫類も移植する予定なのですね。ミズカマキリやオオミズムシなどの昆虫類は、残存する区域外の後背林の影響も期待していると思うのですが、後背林がなくなってしまうと維持できなくなる可能性が高いと思います。その点は、大丈夫なのでしょうか。

【 事 業 者 】 ビオトープの後背林は事業区域外ですので、今ここで断定的に申し上げることは非常に困難です。しかしながら、現存している後背林については、今後とも残る可能性が高いと考えており、この場所に保全池等の設置を計画しました。

【委員】 カスミサンショウウオを取り上げて議論する理由は、最終的に守りたいのは生態系であり、その象徴としてサンショウウオというのは非常に便利だからです。なぜなら、両生類というのは水域と陸域と両方の良好な環境がなければ絶対に守れません。従って、両生類がなんとか生育できるようにすれば、大体の他の生き物もある程度生育できる環境になる部分があります。

そういう視点からサンショウウオでお伺いしたいことがあります。三重の事例を参考にされているというのは非常に説得力があると思うのですが、三重の事例では、湿地と連続した生育環境が広範囲かつ連続的にあります。サンショウウオというのは非常に鈍重な生き物で、1、2メートル程度の乾燥した場所があると、そこを移動できません。つまり、そこへ来たら干からびて死ぬしかないという、そういう生き物なのです。サンショウウオのためのピオトープが道路で仕切られてしまうと致命的だと思います。

また、事業区域外というのはわかるのですが、隣接したところに生息に好適な十分な面積の環境があるかどうかというのは、池をつくることの有効性を大きく左右することだと思います。

生き物は、様々な要因で個体数が増減するもので、一度でも数が0になってしまったら、それで終わりです。大抵な個体数のぶれ幅の大きさは絶対的な個体数に左右されるため、最低限200匹以上でないと個体は保てないとよく言われます。そういうことを考えると、この面積だけで将来的に生存し続けられる個体数を維持できるのでしょうか。この水域面積で維持される個体数で安定的に存続できる、と保証する根拠があれば教えてください。

【事業者】 ここでどの程度の個体数が維持できるかという具体的な根拠は持っていませんが、この部分でどの程度保全できるかに取り組み、事後調査で詳しく調査して、今後の保全活動に活かせるようにしたいと考えています。

【委員】 個体数をモニタリングする仕組みは何か考えていますか。また、それはどの程度の頻度で行うのか、どのような客観的手法を用いるのかについて、具体的に教えてください。

【事業者】 判定審査の後に、どのように事後調査をやっていくかについては、専門の先生方の御意見を踏まえながら、できるだけ早期に考えていきたいと考えております。また、事後調査中も、専門の先生方のご意見を取り入れながら保全活動を進める計画としています。

【委員】 専門の方々も活用して保全活動を行う仕組みを構築し、それを維持することはできるのでしょうか。

【事業者】 カスミサンショウウオの保全に関して、栃木県にある日本両生類研究所とコンタクトをとっており、そこでお話をお伺いしています。現地では採取した卵のうをお預けして、何年かにわたって飼育していただき、そこでできた卵のうを今度は保全池に複数年にわたって戻していく。その中で実際に成体が産卵する

のかどうかも事後調査の中で確認し、安定化するまでやっていきたいと考えております。

【委員】 それは大変結構だと思います。両生類というのは親を別のところに移植しても、大体は蜘蛛の子を散らすように逃げていなくなるというのが普通ですから、卵や幼生を移植するというのは非常に重要なことだと思います。

しかしながら、「事業区域外なので担保はできません」で終わってしまうのは、すごい労力を払って頑張ったけど、結局焼け石に水で終わってしまうという、とても残念なことになる気がします。もう一步進んで何か対策はありませんでしょうか。

【事業者】 資料3の7ページの後背林面積は、南北に通っている道路の東側しか計算に含めていません。また、道路を渡ることは難しいであろうと考え、事業区域の北側の牧場にある道路等も面積に入れていません。その上で、連続して存在している後背林の面積をこのページで挙げさせていただいています。さらに、将来的にこの森林表土部分において木が生えてくると、約8,000平米の森林面積の増加が期待できると考えています。

【委員】 その後背林には、実際にカスミサンショウウオはいたのでしょうか。

【事業者】 後背林の中ではカスミサンショウウオの成体は見つけられていません。

【委員】 カスミサンショウウオが生育できる環境かどうかは、実際にそのビオトープをつくってやってみないとわからないということでしょうか。

【事業者】 挑戦していきたいと考えています。

【委員】 「太陽と緑の道」について、現在は資料2の1-4ページの上から5行目ぐらいに書いてあるように、東側の境界付近につくと周辺住民の方は知らされているわけですね。それが今回「太陽と緑の道」は付け替えるという計画をお出しいただいたのですが、地元住民の方は、この道路が付け替わることについてご存じなのでしょうか。

【事業者】 神戸市の開発に関する条例の手続にも並行して入っており、その中で事業区域の周囲数百メートルの地元の方への説明が義務づけられています。今後、図面をもって地元住民の方々に説明をしてまいりたいと考えております。

【議長】 よろしいですか。それでは退室いただいて結構です。

《事業者退室》

【自然環境担当課長】 判定手続に係る審査会も2回目ということで、事業者がもっている案は、恐らく現時点では出し尽くしたものと思います。

それに関して、今後アセスメントの手続を求めるのか、それとも19.98ヘクタールというぎりぎりの規模ではありますが、第二類事業としてアセスメントの省略を認めるのか、決議をいただくこととなります。

今回委員19名の方に対して12名ご出席をいただいておりますので、議決をとれる状況です。もう一度決議をお願いしてよろしいでしょうか。

【議長】 時間が延びて申しわけないのですが、本事業に係る今後のアセスメントの手續について、どのように進めればよいのか審議をお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

【環境保全部長】 先ほど、事業者の検討が不十分ではないかというご意見をいただきましたが、いかがでしょうか。

【委員】 やはりカスミサンショウウオに関して、調査が不十分だと感じています。

【委員】 先ほど指摘したように、ビオトープ案が本当に実になるものなのかどうか重要だと考えています。チャレンジをすることはすごく大事なことだと思うのですが、チャレンジしてだめでしたというのは、何もしなくてだめだったのと結果的には同じなわけです。チャレンジするのであれば、非繁殖期の親がどうしているかを調べるのが非常に重要なことだと思います。

【委員】 植物のギンランの保全について、移植で保全が困難だろうということを見ると残置するほうが良いと思います。しかし、幅の狭い形で残すことになりませんが、西宮側に植生があるから良いという論旨になっています。つまり、事業地内で保全を図るという趣旨からは外れていると思います。

【委員】 ビオトープのつくりについて、「地下水の流入等を含めて保全を考えた」とおっしゃっていましたが、現状で地下何メートルの位置に地下水があって、土地を改変した後に影響が生じないかどうかということは専門の立場として聞いておきたいところでした。そこまで恐らく考えていない気がしたので、聞きませんでした。

実際に、良好な水辺環境を維持するというのはものすごく大変なことだと思うので、ビオトープの計画一つをとっても何か納得できない部分があります。そもそも、水面を維持できないと思います。私はこのような山地で集水管を広い範囲で作った事例を何通りも行っていますが、やはり水は下へ落ちてしまいました。よほど考えて対策しないと、池も水面の維持ができません。

【委員】 アセスメントを全て実施することになれば、何か新しい対策は出そうでしょうか。

【環境保全部長】 ここが市街化区域にあるということを見ると、事業者が大幅にこの計画を見直して、例えばビオトープの面積、後背林面積、残置森林を大きく取っていくのは非常に困難だと思います。ですから、これに類する計画の中で、彼らがいかに、先ほど委員の先生方からご指摘のあったところを補完していくか、だと事務局では考えております。

「太陽と緑の道」を付け替えるということが今回出てきたわけですが、それが正しいかどうかをもう少し考えるべきでしょうし、ビオトープのあり方も少し安易ではないかという意見も確かにうなずけるところです。

サンショウウオの調査についても、まだ不足しているのではないかとこの意見もありますし、騒音については、透水性舗装の効果が最長でも10年で効果が切れてしまうため、どのような保全措置をとっていくのか、10キロの範囲が妥当であるかどうか、そのようなことを事業者に伝えて、今回行ったような変更、あるいは考え方の整理をもう少ししていただき、もう一度判定ということではいかがでしょうか。

【委員】 「太陽と緑の道」というのは神戸市が指定しているだけで、実際にどこを通すかは私有地なので申し出どおりだとは思いますが、単に通知すればいいだけのシステムなのでしょうか。

【環境保全部長】 神戸市で道路指定をしますが、詳細については確認させていただきます。
一方で、今回の審査会後に委員改選の時期を迎えますので、審査会の継続性が途切れてしまうこととなります。その点も含めて、ご決定をいただきたいと思っております。

【自然環境担当課長】 確認ですが、引き続きアセスメント手続を行わせるということであれば、参考資料2の「判定の手続の考え方」で当てはまる要件は、②、③だと思います。②については、面積が19.98ヘクタールという、いわゆる第一類事業の20ヘクタールに迫る規模であること、事業地が里地里山で非常に生物が豊かなところであることから該当すると考えております。③については、環境基準が未達成の場所があり、今回の事業により、環境影響が悪化する部分もあるため、影響が大きいのではないかとこの部分で該当すると考えております。

なお、事業者が既に様々な調査や独自の予測を行っているため、今後のアセスメント手続の省略を認めない場合は、調査・予測の不足部分についても指摘する必要があると考えています。

【委員】 具体的に指摘しないといけないポイントの一つとして私が考えているのは、「太陽と緑の道」の付け替えです。事業者は、市民への説明として、事業地の周囲500メートルの近隣住民に対する説明しか考えていないわけですが、これがハイキングコースであるなら、利用者は恐らく地元住民ではないので、改変されるということが本当にユーザーに伝わるのかどうか疑問です。

また、東側、特にギンラン周辺の生態系の保全部分について、これでここが保全されるかどうか疑問であり、もう少し客観的なデータを示していただきたい。保全場所は範囲が狭いです。西側は道で終わりますし、東側には西宮側の森林等しか残りません。事業地域内での影響の低減がもう少しあってもいいのではないのでしょうか。その内容についての資料がもう少し欲しいところです。

【環境保全部長】 省略を認める、認めないの判断の前に、この場で判定ができるか、できないかの議論が必要ではないでしょうか。

【委員】 「太陽と緑の道」を管理している担当部局があるはずですが。神戸市の中で意思疎通を図り、担当部署が了承しているのであれば、今この場で議論しても仕

方がないと思います。

担当部局の見方が少し偏っている場合には、「こんな見方もあるよ」というのを示せると思うので、この場で議論した方がいいと思います。神戸市の中で関係部局との調整が済んでいるものと、ここでの意見が必要であるものの仕分けができていれば教えてください。

【環境保全部長】 担当部局に対して、「人と自然のふれあいの場」という面からの確認が十分にできていない状況でございますので、ここでお答えすることができないというのが非常に残念でございます。

私どもの不備ということで、委員の先生方にはここで判定することができないということになってしまおうと思いますが、いかがでしょうか。

【委員】 事業者は担当部局に確認をとっているのでしょうか。

【自然環境担当課長】 付け替えは事業者の一存でできるものではありません。付け替えの案について、担当部局も一定了解していると思います。ただ、自然との触れ合い、自然活動の確保という観点で、厳密に審査しているわけではないと思います。

【環境保全部長】 私どもとしては、この審査会の中でいろいろ意見が出てきておりますので、ふさわしくないのではないかとこのことを担当部局に伝えなければいけないと思っております。

【委員】 西区や北区の一部でも、「太陽と緑の道」が変わっているところがあります。これらも、環境保全の観点からの議論なしに行われたものなのでしょうか。

【環境保全部長】 今まで、アセスメント手続の中でそういう議論がなされたことは余りないと記憶しております。

【自然環境担当課長】 事業者と担当部局の話を明確に把握しているわけではありませんが、担当部局としては、今の「太陽と緑の道」を整備しなおしてそのまま使うという案と、ギンランの保全を主眼において、ここをあえて残し、代替ルートとして流通業務団地の中を通すという案の2案に対して、どちらが良い悪いというのはないのでしょうか。

【委員】 審査会に判断を委ねているということでしょうか。

【環境保全部長】 ギンランを保全するために付け替えるということであれば、担当部局はそれで了承するだろうと思います。一方、ギンランの保全はここでは無理で、それよりも「太陽と緑の道」「人と自然の触れあいの場」ということを重視すべき、ということであれば、従来案のほうがいいのではないかとこのことになるだろうと思います。

【委員】 「太陽と緑の道」という名前をつけたときのコンセプトはどのようなものなのでしょうか。

【環境保全部長】 「自然豊かな道を市民がハイキングをして通れるような道を」というものだったと思います。

【委員】 道として人が通る、道路と道路をつなぐ、という役割をもつのであれば、担

当部局はそれでいいという話になっているような気がします。目的が達成できていないと思います。物流団地内の道路の周りは一応緑になっていますが、ハイキングをしようと思う人は絶対に通らないと思います。

植生を守るために人を入れないようにする代わりに別の場所に道路を付け替えていい、ということがまかり通るのであれば、悪しき前例にならないかと心配になりました。

【自然環境担当課長】 4月時点では、担当部局も今の「太陽と緑の道」を整備してもらおうという方針だったと思います。今回の環境調査の結果によって、事業者がどうしてもギンランを保全する必要があるだろうと考えた結果、担当部局と協議をして提出されている案だと思いますので、どちらをとるかということになると思います。

【委員】 現在の「太陽と緑の道」と呼んでいるところを完全に通行止めにしてしまえば、ギンランの保全といっても結局誰もそこにはアクセスできないわけです。行くすべがない、市民が確認することもできない状態になるので、保全のために道を付け替えるというのは、選択肢の1つにはならない気がします。現在の道の状態で植生が維持されているわけですから、それが逆に道ではなく笹藪になると、むしろ悪化するかもしれません。この道を付け替えることが保全につながるとは思えません。

【委員】 ギンランを保全するために道を付け替えるという大きな前提がありますから、保全地に草が茂るという状態は維持管理を放棄しているだけではないでしょうか。

【委員】 事業者説明のときに、施設管理上とおっしゃったので、こちらに移した方が管理しやすいのではないかと思います。

【委員】 名称変更が例えば5年間試して元に戻すなど、フレキシブルなものであったらいいと思います。そうすると、目的は貴重な植物を保全するためだということが市民にも理解していただける。

【環境保全部長】 今おっしゃっていただいた内容や騒音、生態系も含めて市内部で整理し、もう一度、事業者から説明していただいた上で判定をしていただくということでしょうか。

【自然環境担当課長】 提案ですが、冒頭にも申し上げたように、10月15日をもって委員の改選がなされ、ご退任される先生方もいらっしゃいます。ただし、ここでの議論がかなり煮詰まっている状況なので、この件に関しましては専門部会に委ねてはいかがでしょうか。

専門部会では、ご退任いただく先生も専門委員という形で出席いただくことができます。課題となっている生態系、太陽と緑の道、南側の交通量に係る騒音、景観について、専門部会で議論を行っていただくということでしょうか。

《異議なし》

【自然環境担当課長】 それでは、先ほど申し上げた環境要素4項目を主眼に専門部会を立ち上げて、もう一度事業者から説明を受け、専門部会で判定の議決を出していただきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

それでは、以上で本日の審査会を終了いたします。

長時間にわたりましてご審議いただきまして誠にありがとうございました。